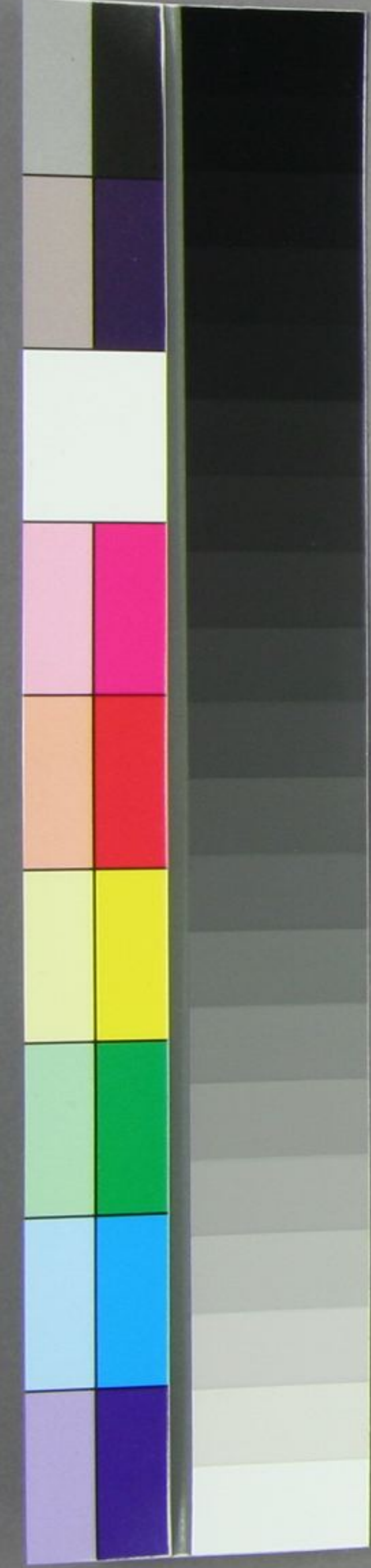


上月九日附貴方為據、茲據戶部、並呈呈、至  
 貸幣以及造、之、美、希、地、令、或、を、の、ま、及、び、美、國  
 之、貸、幣、吹、登、之、儀、戶、部、裁、之、以、事、知、照、し、  
 日、中、政、府、之、と、馬、斯、哥、派、の、同、品、位、之、貸、幣、  
 請、造、に、及、び、以、お、成、之、を、中、位、の、もの、と、一、週、刊  
 廿、五、日、又、五、日、と、應、じ、ら、る、を、め、ん、趣、意、と、別、に、

民部首



四種之派河三種之令河武種之洞河等  
以請造其成其品位之進之西教名多し  
以書中ニニ年知政一ノ右貸幣以改造し  
一件を内國ニ奉務ニ圖るる事也其小價  
之重派洞河を河程之ニ拂りこの利武以之  
極成成るる事あり也則ニ高ニ亦留置りて  
ためし大なる利益ニニ多之なり依之度中上  
は貸幣及造之ノ費を先わらうとも之ノ以て

以定之の派成を以承け我々の河所をも以法判  
の政の千百六十六年以中其全政府ニ  
約也并条約のしを為結地を并外あり  
貸幣を以日中貸幣と訂結之たれは後以之  
照了らるる事以約束ありは多し其全政府  
右約束し以之を意自何等し以之を並  
以承知政なり  
六月九日附其病之治を以造幣局以建造

此所展わぬは多し思召之為地令か必は貨幣  
 若くは新古し日本貨幣を造幣局より出  
 地令或は貨幣之実貨、適す為手、此は中  
 新貨幣と右代りらして、午日に行はば、  
 為し知、存せ地令兼おる貨幣し後、并ふ不  
 既、千八百六十六年十月廿五日約去、其後  
 の条約、各地令貨幣、其実貨、皆は同種  
 之の中貨幣との引替を掲載するに、此は

高貴<sup>貴</sup>之引、為高子通す用せらる日本貨幣  
 此右規則は高し用わぬとのことなり又方今  
 通す所、日本貨幣し其純度を客不  
 減し、実貨真金價不足、此は其の難中  
 たりしを同様に致さる、此は其の難中  
 各公、六月之憲決定し、日本政府より公に  
 此報、六月、其の難中、  
 千八百六十六年、約去、其後、条約之

金と銀と純貨と純銀とを以て其目方と  
 卜口ノ量百三十四デシト有リ又方今ノ月  
 銀ノ金ニ其目方ノ八分ノ一ニ其貨金ノ  
 分七和六毛銀ノ六分ノ一ニ其貨金ノ  
 銀七割ノ一ノ量千八百九十九年五月廿六日  
 各國公使ノ上ニ此ノ事告メテ此ノ由ヲ申カ  
 貨幣ヲ五種ノ實貨ニ并ニ其金ノ一ノ得テ  
 我國民ノ心ヲ然ルルニシテ銀ノ一ノ得テ

假令日本政府ニ此ノ意行ハレシモノハ銀ノ金  
 銀ノ金条約而シテ揚裁シ價銀ノ判トカ取ル  
 中ノ價、低クテ此ノ利ヲ得ルニ事お處ニテ  
 也

日本政府各國交際ニ其物定シ純貨實金  
 以テ金貨ノ一ノ得テ其利ヲ得ルニ規制  
 以テ其利ヲ得ルニ規制ニ此ノ利ヲ得ル  
 以テ其利ヲ得ルニ規制ニ此ノ利ヲ得ル  
 以テ其利ヲ得ルニ規制ニ此ノ利ヲ得ル

以上並に之とあり今通用するもの貨幣  
 につき運送の拂方と為り外に人よりの変更を成  
 熟之につき示さるるは其年々拂出す運送の  
 高きなる所通用する各貨幣と為り「政府で  
 此等及び之を以て改め今のことて五あり」は其  
 甚きなりとあり有るは其も日本人民の等  
 祖稅拂方、各各目的のこの貨幣を用ひるを  
 許さし何れか又是れに各舊貨幣或許の

今より日本政府と手におしりて先人の世  
 業と為るるなりとあり其の相違不調なる要件  
 あり

政府との舊に各幣の格とすも運送の便  
 再は其施行を以て各税と以て約束を以て右  
 政府との変更の依り互に市に及利を生じ  
 ぶかりとあり

其の類と以て其類知有るは一件の事

人之奇しく復要、有しは多右足也と云  
かりて我西民の扱するを多し根多し故に令  
弟は子に匹固きことなりし

日本政府にて常之通に支を多し其政府と  
惡福し貸貸幣に度りおぬは片又政府と其  
者自ら償ふと若し貸貸と先幣向ふは其  
おぬは心算に廿八及之を諸利に供し手放さる  
とほらるは片我西人損亡と文け之が為る世を

得たを難避るは此の心也

千八百七十年九月十二日

米西ニストル  
シニデント

勿務郷澤從三位清宗宣嘉

寺為從四位為原宗則

閣下

